

## 日本スポーツ振興センターについて

学校の管理下（授業中、休憩時間、部活動、通常の経路による登下校中等）において、負傷し医療機関にかかった場合（健康保険証を使っただけの総医療費が 1500 円以上）、災害共済給付金が支給される制度です（毎年度保護者に共済掛金の一部を負担していただいています）。ただし、交通事故の場合は、自賠責法が適用されるため対象外となります。

〈給付までの流れ〉

学校管理下で負傷し受診したことを、当該授業担当者、部活動顧問あるいは学級担任の先生に報告する



保健室から必要書類を受け取る



受診している病院に書類を提出する



治療翌月、または治療終了時に病院より書類を受け取る



保健室に病院からの書類等を提出する



提出から数ヶ月後に保護者指定の金融機関口座へ給付金が振り込まれる